

(一社) 日本半導体製造装置協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月3日

(一社) 日本半導体製造装置協会

1. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- 調査期間：令和4年10月19日～11月1日
- 調査企業：日本半導体製造装置協会の会員企業34社を対象
- 回答企業：14社（2021度15社、2020年21社）
- 回答率：41%（2021年44%、2020年61%）

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容）

① 価格決定方法

- ・ 発注先との協議は、全社実施 <良好継続>
- ・ 受注側のコスト上昇分を価格への反映は、概ね反映が約9割

<良好継続>

② 不合理な原価低減や協賛金等を要請しないは、全社実施

<良好継続>

③ 支払条件は、現金化率5割、手形使用企業の5割が廃止予定がない

<改善が必要>

④ 型取引の適正化は、ほぼ全社対応

<良好継続>

⑤ 知的財産等への対応は、全社対応

<良好継続>

⑥ 働き方改革への対応は、全社対応

<良好継続>

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法②原価低減要請、協賛等

【分析結果・今後の課題】

- ①価格決定方法 発注先との協議は、全社実施 <良好継続>
受注側のコスト上昇分を価格への反映は、概ね反映が約9割 <良好継続>
- ②不合理な原価低減や協賛金等を要請しないは、全社実施 <良好継続>

【設問と回答】

①価格決定方法

- ・発注先との協議：全社実施
- ・受注側のコスト上昇分を価格への反映
 - ①コスト全般： 概ね反映（13社）、一部反映（1社）
 - ②労務費： 概ね反映（12社）、一部反映（1社）、反映せず（1社）
 - ③原材料費： 概ね反映（12社）、一部反映（2社）
 - ④エネルギー価格： 概ね反映（12社）、一部反映（2社）
- ・労務費変動を考慮：考慮した（13社）、考慮せず（1社）

②原価低減要請、協賛金等：全社徹底

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・ 現金払化の割合は、本年度50%であり、前年度43%と同程度。
- ・ 手形サイトが60日を超える割合は71%であり、改善の取組が必要。
- ・ 2026年までの約束手形の利用の廃止に向けては、手形使用企業において、廃止に向けた予定がないが5割という結果となっており、より一層の取組の推進が必要。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③ 支払条件

【設問と回答】

支払い条件

1: 全て現金払い	7社
3: 10～30%未満	1社
5: 50%以上	5社
6: 全て手形等の支払い	1社

手形サイト

2: 60日(2ヶ月)以内	1社
4: 120日(4ヶ月)以内	5社
5: 120日(4ヶ月)超	1社

手形サイトの変更予定

1: 2024年までに60日以内に変更予定	2社
3: 時期は未定だが、60日以内に変更予定	4社

手形サイトの利用廃止

1: 2026年までに利用を廃止する予定	1社
2: 時期は未定だが、利用を廃止する予定	1社
3: 利用の廃止に向けて検討中	1社
4: 約束手形の利用の廃止予定はない	3社
5: 現在、約束手形の利用はない	1社

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④型取引、⑤知財、⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ④型取引の適正化は、ほぼ全社対応 <良好継続>
- ⑤知的財産等への対応は、全社対応 <良好継続>
- ⑥働き方改革への対応は、全社対応 <良好継続>

【設問と回答】

- ④型取引の適正化 : 型管理の課題を一部改善 (1社)
- ⑤知的財産等への対応 : 全社対応
- ⑥働き方改革への対応 : 全社対応

4. これまでの取組（周知・啓蒙等）

令和4年度に自主行動計画を改定し、下記の周知・啓蒙を行った

- 令和3年度の課題と対応方針を盛り込んだ自主行動計画の改定を実施（令和4年4月21日、追加改定8月1日）
 - ・ 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取り
 - ・ 業界団体から会員企業に対して「パートナーシップ構築宣言」の実施を促すための取組の具体化、
 - ・ 価格転嫁や価格協議に応じること
 - ・ （追加改正）価格決定方法の適正化、支払条件の改善、パートナーシップ構築宣言に関する政府活動の趣旨の周知およびSEAJとしての具体的な取組み
- 改定版の会員へ周知
 - ・ ホームページおよびメールにて会員へ周知

5. 今後の取組

【今後の取組】

- 会員企業同士の意見交換会による課題共有と適正取引の推進
（例：手形支払い、パートナーシップ構築宣言）
令和5年度中に少なくとも1回実施を予定する
- 特に手形廃止が困難な会員とは時間をかけて意見交換を行い、廃止に向けた準備を促す。
- パートナーシップ構築宣言について取組状況を把握し（FUでは未確認）、宣言を促す。
- 調査や意見交換会の結果を反映して自主行動計画を令和5年度中に改定する
- 回答率が低いので、自主行動計画による取組の趣旨等について運営委員会などを通して周知する。